



## 大阪・関西万博施設 安全審査について

### GBRCと国際博覧会との関わり

1970年に大阪千里丘陵で開催された日本万国博覧会では、同博覧会協会の要請により日本万国博覧会建築技術指導委員会を設置し、多くのパビリオンや諸施設などの構造上、または防災上の安全性の評定業務を実施しました。同委員会は2年間の業務終了後解散しましたが、この建築物等の評定業務は、1974年の建築技術安全審査委員会の設置に繋がっています。その後、1981年に神戸市のポートアイランドで開催された神戸ポートアイランド博覧会や1990年に大阪市の鶴見緑地で開催された花と緑の博覧会においても所内に委員会を設けて万博と同様の評定業務を実施しました。

### 大阪・関西万博施設安全審査小委員会の設置

これまでの経緯を受け、2025年日本国際博覧会の施設の審査を適正、かつ迅速に行うことを目的とし、大阪・関西万博施設安全審査小委員会を設置しました。小委員会では同博覧会施設の建築物・工作物のうち、特別な審査が必要と判断されたものに対して使用期間中の構造安全性の審査を行います。

### 審査の対象となる建築物

2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準により、法の規定の一部が適用除外となります。ただし、構造耐力に関連する規定については単に適用除外となるのではなく、当該規定の主旨を踏まえた代替措置が求められます。

仮設許可申請時に提示する代替確認方法の妥当性の判断（下記①、②）、または適用除外項目が無い場合であっても、建築主事、または確認検査機関の構造安全性の判断根拠（③）として第三者機関での審査が必要な場合に当法人の安全審査をご利用いただけます。

- ①仮設許可申請の受付において、建築基準法の一部の規定の適用除外を行う際の代替確認方法の妥当性の判断が難しい場合などに法第20条第1項一号相当の審査（任意評定）を行う場合。許可通知までに審査書が必要です。
- ②建築基準法の一部の規定の適用除外を行う際の代替確認方法の提示において、材料の品質などに関する第三者機関の技術審査が必要な場合。仮設許可申請までに審査書が必要です。
- ③建築主事、または確認検査機関が構造安全性の判断根拠として安全審査を受けることが必要であると判断した場合。確認申請までに審査書が必要です。

#### <適用除外の例>

- ・指定建築材料以外を用いる場合、または指定建築材料であってもF値のないJIS適合品や大臣認定品以外の材料を使用する場合（樹脂系材料、3Dプリンター、海外の材料など）
- ・鉄骨造でクランプを用いる等特殊な接合方法を用いる場合
- ・構造計算に用いる荷重（地震荷重、風荷重など）を低減する場合

### ご相談・審査案件

大屋根（リング）、公式参加パビリオン、自治体館、民間パビリオン、シグネチャーパビリオン催事施設など、様々な施設について2023年3月1日時点で30件ほどご相談を頂いております。随時審査も始まっており、2023年2月14日には第1号の審査書を発行致しました。

実験等が必要な場合もありますので、ぜひ、お早目にご相談ください。

### ■お問い合わせ先

建築確認評定センター 性能評定課（担当：甲谷）

TEL：080-8303-3865 E-mail：koutani@gbrc.or.jp